

第6回牧之原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました

政府は全国を対象とした緊急事態宣言に関し、全都道府県を対象としたまま5月31日まで25日間延長することを決定しました。また静岡県は、国の基本的対処方針を踏まえ、特措法に基づく休業要請を5月17日まで延長することとしました。

当市においても、社会経済活動との両立を鑑みた国・県の決定を踏まえ、市内の状況等を情報共有したうえで対策方針を決定するため第6回感染症対策本部会議を開催しました。

- 1 開催日 令和2年5月5日(火) 14:00~17:30
- 2 会場 牧之原市役所 榛原庁舎 4階 災害対策本部
- 3 出席者 市長・副市長、教育長、防災監、部長等 計17人
- 4 協議事項 (1)今後の休業要請について (2)経済対策に伴う各種給付金の状況について
(3)学校再開の基準について (4)公共施設等の入館制限について
(5)その他
- 5 決定事項 下記のとおり

(1)牧之原市の休業要請は、当初予定のとおり、市内の飲食店・宿泊施設(静岡県が対象とした施設を除く)に要請した5月6日(水)までとします。営業の再開に際しては、国が示した「新たな生活様式」を踏まえ、感染防止対策を徹底することを要請します。

(2)県の休業要請と協力金については、主に他県からの移動が予想される施設を対象とし、5月7日(木)~5月17日(日)の期間の休業に対し、協力金を支給することとされました。(市からの協力金の上乗せ措置はありません。)
県協力金の対象施設は、今後示される県HPをご参照ください。

(3)海岸陸開(ゲート)については、大型連休中の自粛要請に対し、他県からの来訪者抑止等に一定の効果が認められたことから5月7日(木)から閉鎖を解きます。なお、海岸駐車場については、開放時期を検討しつつ、海岸パトロール等は継続します。

(4)市内小中学校については、5月31日(日)まで臨時休業としますが、今後1~2週間程度の感染状況を踏まえ国や県の方針に則って段階的な学校再開を目指します。

(5)市内保育園、幼稚園、認定こども園は、5月31日(日)まで保育料減免を伴う登園自粛を要請していますが、今後1~2週間程度の感染状況を踏まえ段階的な園の運営を目指します。放課後児童クラブは、引き続き施設利用を控える依頼を行ったうえで実施します。

(6)公共施設などの入館制限は、原則5月31日(日)までとします。ただし、事態が収束に向かっていることが確認できた場合は、前倒しして制限を解除する場合があります。

この方針は国内や周辺地域での状況を踏まえ、段階的に変更します。